

鳥インフルエンザ関連 中央家保情報 No.103 (29年度-9)
平成30年1月11日

香川県の高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について

平成30年1月10日に発生した香川県さぬき市における簡易検査陽性事例につきましては、精密検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定するには至りませんでした。

現在、再検査が行われております。

管内の家きん飼育農家の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守、特に、下記事項の徹底をよろしくお願いします。

記

- 1 防鳥ネットの点検・補修、野生動物の侵入防止対策
- 2 農場および家きん舎出入口等における消毒
- 3 異常家きんの早期発見・早期通報

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

問い合わせ先；中央家畜保健衛生所 担当：山脇、森田、鬼塚

TEL：0957-25-1331 FAX：0957-25-1332

Eメール s34510@pref.nagasaki.lg.jp